

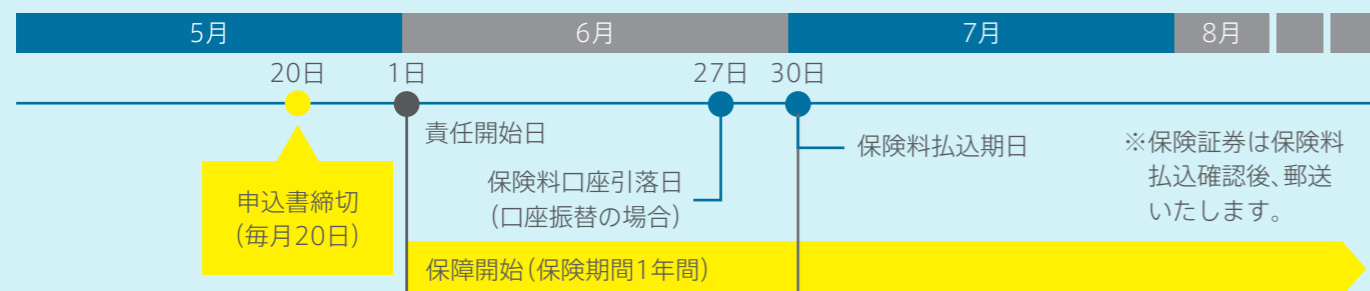
20 お申込みから保障開始までの流れ



「ぜんちのこども傷害保険」は毎月20日がお申込みの締切日。
毎月いつでもご加入いただけます。

「保険契約申込書」と「記入例」を切り離し、同封の返信用封筒でご返送ください。毎月20日までに当社に申込書が届き、当社が当月末までに保険契約のお引受けを承諾した場合に翌月1日から保障(責任)が開始されます。

お申込みから保障開始までのスケジュール例



保険料の払込みについて

口座振替の場合: 保障(責任)を開始した月の27日(休日の場合は翌営業日)に指定の金融機関口座から引き落としとなります。
振込用紙による振込: 保障(責任)を開始した月の末日までに払込んでください。

※ご注意ください

保険契約申込書を送付いただいても、保険料の払込みがない場合、契約は無効となり、保険金のお支払いはできません。
東京海上日動の個人賠償責任補償は、申込月の翌月1日より補償を開始いたします。万が一「ぜんちのこども傷害保険」の責任開始日が早まった場合でも、東京海上日動の個人賠償責任補償の責任開始日は早まりませんので、ご注意ください。また、保険料のお支払いが遅れている場合でも、東京海上日動の個人賠償責任補償は補償の対象となるケースがあります。事故が発生した場合は速やかにぜんち共済までご報告ください。

年払・月払OK!

クレジットカード払OK!

ネット申込みのみ
【ご利用いただけるカードの種類】
VISA MasterCard JCB American Express Diners Club

ともに助け、ともに生きる。

ぜんち共済株式会社

お問い合わせ、事故、入院のご連絡は

0120-322-150 平日9時~17時/土日・祝日・年末年始を除く

引受保険会社

ぜんち共済株式会社
関東財務局長(少額短期保険)第14号

〒102-0073 東京都千代田区九段北3-2-5九段北325ビル4階
TEL:03-6910-0850 FAX:03-6910-0851
URL: <http://www.z-kyosai.com/>



2019年10月作成 19-T03867

取扱代理店

Blank box for listing agents.

特別支援教育を
必要とされている
お子様向けの
傷害保険

東京海上日動の個人賠償責任補償付

ぜんちの こども傷害保険

商品パンフレット

権利擁護補償付傷害保険 2019年創設

よりそう、ほけん。
家族とつながるぜんち

他人の物を壊してしまった…
誤って他人を傷つけてしまった…
日常生活のケガが絶えない…
トラブルに巻き込まれたが
解決できそうにない…



©ぜん太

このようなお困り事の
経験はございませんか?

一つでも当てはまるようでしたら…

「ぜんちのこども傷害保険」の

ご加入をご検討ください!

2019年10月作成

「ぜんちのこども傷害保険」がオススメの3つの理由

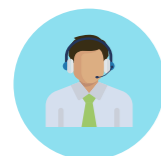


- ・ご加入のお手続きがカンタン
- ・トラブル発生時には専門弁護士によるバックアップ



様々なトラブルケースに対応

他人の物を壊したり、ケガをさせてしまったときやケガを負ったとき、被害事故が生じた場合に弁護士へ法律相談したときなど、様々なケースで充実した保障を受けることが可能です。



お客様にご安心いただける対応

お客様を不安な気持ちにさせないためスムーズかつ丁寧な対応を心掛けています。



予期せぬ出費をカバー

日常生活で法律上の損害賠償責任を負った場合個人賠償責任補償国内最高5億円(国外:最高1億円)。例えば入院保険では1泊2日以上入院に対して、**最高日額5千円**が支払われます。



保険金をお支払いできる主な事例



個人賠償

- 背後からの呼びかけに驚き、目の前にいた女性を誤って突き飛ばしケガを負わせた → **895,459円** (個人賠償責任保険金)
- 駐車中の車に気付かずプール横のフェンスから飛び降りた際に、教員の車を傷つけた → **537,415円** (個人賠償責任保険金)

※上記は東京海上日動が作成した事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。

権利擁護

- 虐待被害を受け、その事件対応を弁護士に依頼 → **210,000円** (権利擁護費用保険金)

入院通院

- キャンプ場で蛇に手指を咬まれた **8日間入院** → **40,000円** (傷害入院・通院保険金)
- 自転車の練習中に転倒し腕を骨折した **18日間通院** → **36,000円** (傷害入院・通院保険金)

保障内容と保険料について



ご加入条件 年齢 満5歳～満18歳 対象の方 特別支援教育を必要とされる方であればご加入いただけます。

保障内容/保険料		保険金額
責任補償① 個人賠償	東京海上日動の示談交渉サービス付き個人賠償責任保険金 (総合生活保険(個人賠償責任補償)) 一時払4,500円(※2)	国内 : 5億円 国外 : 1億円
費用補償 権利擁護	被害事故が生じた場合に弁護士に法律相談したとき(法律相談費用)(※3)	法律相談費用 5万円までの実費
	被害事故が生じた場合に弁護士に委任したとき(弁護士委任費用)(※3)	弁護士委任費用 100万円までの実費
	被害事故が生じた場合に弁護士に接見を依頼したとき(接見費用)(※3)	接見費用 1万円までの実費
入院通院保障 ケガの	傷害入院保険金	入院1日につき 5,000円 (1事故につき30日限度)
	傷害通院保険金	通院1日につき 2,000円 (1事故につき30日限度)
	傷害手術保険金	30,000円 (1入院につき1回まで)
	傷害死亡保険金	10万円
	特定重度障害保険金	10万円
合計保険料	【月払の場合】(一か月にお支払いいただく保険料)* *初回保険料には東京海上日動の示談交渉サービス付き個人賠償責任補償の保険料相当分を一括で請求いたします。 2か月目以降は当該補償を除いた保険料相当分を分割請求いたします。	410円(※1) (初回保険料 4,910円)
	【年払の場合】(1年間にお支払いいただく保険料)	8,900円(※1)

- ※1 東京海上日動の示談交渉サービス付き個人賠償責任補償保険料(4,500円)は上記の合計保険料に含まれております(月払の場合は初回保険料)。
- ※2 補償内容が同様の個人賠償責任保険(賠償保険以外の保険契約にセットされる特約を含みます。)がある場合、その他ご不明な点がある場合はぜひ共済までお問い合わせください。
- ※3 「被害事故」、「公的医療保険対象の手術」、「特定重度障害状態」についての詳細は約款をご覧ください。
- ※4 携帯電話、ノート型パソコン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡、1個または1組で100万円を超える物等は、受託品に含みません。

- 次の場合には、保険金のお支払い対象となりません。
 - 責任開始日以前に受傷したケガが原因で入院した場合。
 - 入院の原因となったケガが、責任開始日以前に受傷していたものと、医学的に重要な因果関係にある場合。
 - 契約前から入院中である場合、または契約前に入院治療の予定が決まっている場合。
- 保険期間内(1年間)にお支払いできる傷害入院保険金、傷害通院保険金、傷害手術保険金の合計額は80万円までとなります。
- 保険期間内(1年間)にぜんち共済でお支払いできる全ての保険金の合計額は1,000万円までとなります。

※詳細は、「ご契約に際しての重要事項」、「約款」をご覧ください。

(★)上記の補償内容は個人賠償責任補償の内容についてご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず東京海上日動の「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、ぜんち共済株式会社までお問い合わせください。ご加入を申し込まれる方と被保険者が異なる場合は、このパンフレットの内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。